

活動報告書

報告者 叶内 恵子

1. 参加したセミナー：NPO 法人多摩住民自治研究所

「よくわかる市町村財政分析基礎講座」

講師：大和田 一紘：多摩住民自治研究所理事

2. 日程 平成29年11月6日（月）～11月7日（火）

11月6日（月）

- ①13:00～14:00 第1講 決算情報をいかに予算審議と連動させるか—誰でもできる財政分析
- ②14:15～15:45 第2講 市町村のふところは一歳入の仕組みを考える
- ③16:00～18:00 第3講 議会・市民から見た税金の使われ方—歳出の仕組みを考える
- ④18:15～19:30 第4講 様々な「財政指標」の見方・読み方・使い方

11月7日（火）

- ⑤9:15～12:00 第5講 類似団体比較カードと財政状況資料集のイロハ
- ⑥13:00～15:00 第6講 地方交付税制度の基礎の基礎～臨時財政対策債にも触れて

3. 調査研究の活動報告

平成29年10月号の新庄市報を見ると、市民一人当たりが納めた税金額、一人当たりに使われた額が記載されている。納めた額の約4倍にもなる使われた額を見せられると、「あ～私の市はこんなに市民にお金を使ってくれているんだ」と思うかもしれない。又、「こんなに使ってくれて申し訳ないな～」と思う人もいるかもしれない。一般会計歳出の内訳に目を移すと民生費が群を抜いている。日本全国一様に民生費が伸びていることは真実であるのだが、ナショナルミニマムを実現するための福祉サービスは国庫支出金という形で負担金が各自治体に支払われている。国庫支出金が民生費総額に対してどのくらいの割合を占めていて、一般財源（市税等）がどのくらいの割合を占めているかを理解する必要があるのではないかと思う。よく一般財源を真水と例えられるけれども、この真水がどこにどのように使われているのか、それらをはっきり知る機会が必要なのではないかと思う。それらを知ることによって、自分のまちがどのような方向性で進んでいるのかが見えるようになるのではないかと思う。

地方交付税は減らされ、平成13年から始まった臨時措置の政策である臨時財政対策債は、本来は3年間の時限措置だった。しかし、未だに地方交付税に算入させられている。この異常な状態に対して、全国の自治体を見渡してみると、臨時財政対策債の取扱いが3極化している。①全く借りないで財政運営をする自治体。②自治体独自の起債限度額を設けて、その限度額の範囲内で借りる自治体。③政府を100%信じて100%借りる自治体。将来を考えたとき、これらのどれが最も適当であるのか？市民自身が、限られた財源を市民的にどのように使うかを学ぶ機会があってもいいのではないかと思った。

今後、国自体が財政難であることから、ますます地方分権となると思う。今までは、納税しても行政にお任せで済んだと思うのですが、これからは、お金の使い方を人任せにしている時代ではないのではないかと思う。

